



島根県報

平成24年 6 月29日 (金)

号外 第 101 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正

2

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第9号**

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第43条の表を次のように改める。

第2条第1号	本庁	本局
	島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）に規定する本庁をいう。	島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第2条に規定する本局をいう。
第2条第2号	地方機関	病院
	島根県行政組織規則に規定する地方機関（家畜保健衛生所を除く。）をいう。	組織規程第7条に規定する中央病院及びこころの医療センターをいう。
第2条第3号	本庁の課（島根県行政組織規則第12条第1項に規定する課等及び同条第2項に規定する課をいう。以下第4条において同じ。）及び地方機関の長をいう。	本局の課及び病院の長をいう。
第2条第4号	知事の事務部局の職員	病院局の職員
第4条第1項第1号	本庁	本局
	知事	管理者
第4条第1項第2号	総務部長	本局局長（組織規程第6条に規定する本局の局長をいう。以下同じ。）
第4条第2項	総務部人事課長（以下「人事課長」という。）	県立病院課長
第7条第1項	職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）第3条第1項	島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第20条第1項
第7条第2項	職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。次条第1項において「勤務時間条例」という。）第8条第1項	就業規程第10条の2第1項
第8条第1項	勤務時間条例第9条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）	就業規程第11条（就業規程第14条において準用する場合を含む。）
	同条第2項若しくは第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）	就業規程第15条若しくは第15条の2（就業規程第18条において準用する場合を含む。）
第8条第2項	職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号。以下この項及び次項において「勤務時間規則」という。）第12条第3項（勤務時間規則第13条において準用する場合を含む。）	就業規程第13条第3項（就業規程第14条において準用する場合を含む。）
	第16条第3項（勤務時間規則第17条において	就業規程第17条第3項（就業規程第18条にお

	準用する場合を含む。)	いて準用する場合を含む。)
第8条第3項	勤務時間規則第11条第2項(勤務時間規則第13条において準用する場合を含む。)若しくは第15条第2項若しくは第4項(これらの規定を勤務時間規則第17条において準用する場合を含む。)	就業規程第12条第2項(就業規程第14条において準用する場合を含む。)若しくは第16条第2項若しくは第4項(これらの規定を就業規程第18条において準用する場合を含む。)
	人事課長	県立病院課長
第9条第1項	職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号。以下次項及び第10条第3項において「休日休暇規則」という。)第9条	就業規程第35条
第9条第2項第1号	職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。)第6条	就業規程第23条
第9条第2項第2号	休日休暇条例第7条	就業規程第24条
第9条第2項第3号	休日休暇条例第10条	就業規程第28条
第9条第2項第4号	休日休暇条例第10条	就業規程第28条
第9条第2項第5号	休日休暇規則第3条の表第14号の2	就業規程別表第14号の2
第9条第2項第6号	休日休暇規則第3条の表第16号	就業規程別表第16号
第9条の2第1項	休日休暇条例第12条第1項	就業規程第30条第1項
第9条の2第5項	人事課長	県立病院課長
第10条第1項	人事課長	県立病院課長
第10条第2項	休日休暇条例第7条第1項	就業規程第24条
	人事課長	県立病院課長
第10条第3項	休日休暇規則第3条の4	就業規程第25条
第11条第1項	総務部人事課(以下「人事課」という。)	県立病院課
第11条第2項	人事課	県立病院課
第11条第3項	人事課	県立病院課
第11条第4項	人事課	県立病院課
第12条第4項	人事課長	県立病院課長
第13条第1項	人事課	県立病院課
第13条第2項	人事課	県立病院課
第13条第3項	人事課	県立病院課
第13条第4項	人事課	県立病院課
第14条第1項	人事課	県立病院課
第14条第2項	人事課	県立病院課
第14条第3項	人事課	県立病院課
第15条第1項	人事課	県立病院課
第15条第2項	人事課	県立病院課
第16条	休日休暇条例第4条第1項	就業規程第21条
第17条第1項	人事課	県立病院課
第17条第2項	休日休暇条例第7条	就業規程第24条

	人事課	県立病院課
第21条	人事課	県立病院課
第23条第1項	知事	管理者
第23条第2項	人事課	県立病院課
第25条	人事課	県立病院課
第28条第2項	人事課	総務部人事課（以下「人事課」という。）
第30条第1項	本庁	本局
第30条第2項	地方機関等（地方機関及び地方機関の分室、出張所、支所等で、地方機関と別の庁舎に所在するものをいう。以下同じ。）に当直を置く。この場合において、1の庁舎を共同使用する地方機関等にあつては、共同して当直を置くことができる。	病院に当直を置く。
第30条第3項	地方機関等	病院
第30条第4項	地方機関	病院
	知事	管理者
	地方機関等	病院
第31条第1項	所属長（前条第2項後段の規定により共同して当直を置く地方機関等にあつては、当該庁舎の秩序維持の任にあたる地方機関の長をいう。以下この章及び第45条において同じ。）	所属長
第32条第2号	知事	管理者
第34条第1号	島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）及び島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）	島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）
第34条第4号	地方機関	病院
第36条	地方機関	病院
第38条	本庁	本局
	消防防災課長	県立病院課長
	地方機関等	病院
	地方機関	病院
第44条	総務部長	本局局长
	人事課長	県立病院課長
	地方機関	病院
第45条第1項	本庁	本局
	総務部長	本局局长
	地方機関	病院
第45条第2項	総務部長	本局局长
	地方機関	病院
様式第2号	人事課長	県立病院課長
様式第2号の2	休日休暇条例第12条第1項	島根県病院局職員就業規程第30条第1項
	休日休暇規則第3条の表第14号の2	島根県病院局職員就業規程別表第14号の2

様式第 3 号	総務部人事課長	県立病院課長
様式第 3 号の 2	総務部人事課長	県立病院課長
様式第 3 号の 3	島根県知事	島根県病院事業管理者
	職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第10条第 2 号	島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第 8 号）第28条第 2 号
様式第 3 号の 5	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 3 号の 6	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 3 号の 8	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 3 号の 9	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 3 号の10	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 3 号の11	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 3 号の12	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 4 号	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 5 号	島根県知事	島根県病院事業管理者
	人事課長	県立病院課長
様式第 7 号	人事課	県立病院課
	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第 8 号	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第10号	島根県知事	島根県病院事業管理者
	人事課長	県立病院課長

附 則

この規程は、平成24年 7 月 1 日から施行する。